



# 和歌山市公報

令和8年（2026年）1月15日  
第1815号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【規則】

| 番号 |  | ページ |
|----|--|-----|
| 1  | 和歌山市母子保健法に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（保健対策課） | 2   |

### 【告示】

|    |  |    |
|----|--|----|
| 2  | 公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））・・・・・・・・・・（納税課）                                     | 5  |
| 3  | 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）                               | 6  |
| 4  | 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）                               | 7  |
| 5  | 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）                                 | 8  |
| 6  | 身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）                                | 9  |
| 8  | 市道路線の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）                                     | 10 |
| 9  | 道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）                               | 12 |
| 10 | 市道路線の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）                                     | 14 |
| 11 | 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）                               | 15 |
| 12 | 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・・・（指導監査課）                                    | 16 |
| 13 | 介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（指導監査課）                                    | 17 |
| 14 | 介護保険法の規定による指定地域密着型介護サービスに係る指定及び指定地域密着型介護予防サービスに係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課） | 18 |
| 15 | 公示送達（令和7年度第6期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・・・（介護保険課）                                    | 19 |

### 【公告】

|   |  |    |
|---|--|----|
| ○ | 和歌山農業振興地域整備計画案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農林水産課）                             | 20 |
| ○ | 国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧公告の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（地籍調査課） | 22 |

### 【農業委員会公告】

|   |  |    |
|---|--|----|
| ○ | 農業委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） | 23 |
|---|--|----|

### 【企業局告示】

|   |  |    |
|---|--|----|
| 1 | 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出・・・（企業総務課）    | 24 |
| 2 | 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・・・・・（企業総務課）    | 25 |
| 3 | 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・（企業総務課） | 26 |
| 4 | 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・（企業総務課）   | 27 |
| 5 | 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の休止の届出・・・・・・・・（企業総務課）   | 28 |

和歌山市母子保健法に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年1月7日

和歌山市長 尾花正啓

**和歌山市規則第1号**

和歌山市母子保健法に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市母子保健法に関する規則（平成9年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 府令第9条第4項に規定する再交付の申請は、養育医療券再交付申請書（別記様式第6号の2）によるものとする。

別記様式第3号中 「

|                   |  |
|-------------------|--|
| 被保険者証等の<br>記号及び番号 |  |
|-------------------|--|

 を

「

|                     |  |
|---------------------|--|
| 医療保険各法による<br>記号及び番号 |  |
|---------------------|--|

 に改める。」

別記様式第6号の次に次の1様式を加える。

別記様式第6号の2（第5条関係）

養育医療券再交付申請書

年 月 日

和歌山市保健所長

申請者 住所  
氏名

次のとおり、養育医療券の再交付を受けたいので、和歌山市母子保健法に関する規則第5条第3項の規定により申請します。

|            |                   |       |    |     |
|------------|-------------------|-------|----|-----|
| 養育医療を受ける乳児 | 氏名                |       |    |     |
|            | 生年月日              | 年 月 日 | 性別 | 男・女 |
|            | 住所                | 〒     |    |     |
| 再交付を申請する理由 | 1. 破損 2. 汚損 3. 紛失 |       |    |     |

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に提出されているこの規則による改正前の別記様式第 3 号（次項において「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の別記様式第 3 号によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和 8 年 1 月 7 日 掲 示 済）

**和歌山市告示第 2 号**

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 1 月 7 日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和 8 年 1 月 7 日揭示済）

和歌山市告示第3号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年1月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所              | 移動し、保管した年月日       |
|------------------------|-------------------|
| J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和7年12月20日        |
| J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域  | 令和7年12月18日        |
| 南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域   | 令和7年12月16日及び同月20日 |

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

|                               |       |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自 転 車                         | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車<br>普通自動二輪車<br>大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年1月7日揭示済)

和歌山市告示第4号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年1月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

| 放置されていた場所               | 移動し、保管した年月日                               |
|-------------------------|---|
| 和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び松下体育館 | 令和7年12月16日、同月17日、同月22日、同月24日、同月25日及び同月26日 |

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

|                               |       |        |
|-------------------------------|-------|--------|
| 自転車                           | 1台につき | 2,500円 |
| 原動機付自転車<br>普通自動二輪車<br>大型自動二輪車 | 1台につき | 4,000円 |

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年1月7日揭示済)

和歌山市告示第5号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年1月7日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和8年1月8日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

| 放置されていた場所             | 移動し、保管した年月日                        | 移動し、保管した旨を告示した年月日 |
|-----------------------|------------------------------------|-------------------|
| JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域 | 令和7年9月26日                          | 令和7年10月8日         |
| JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域  | 令和7年9月26日                          | 令和7年10月8日         |
| 和歌山市内一円市道上、無料駐輪場      | 令和7年9月16日、同月17日、同月19日、同月24日及び同月29日 | 令和7年10月8日         |

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和8年1月7日掲示済)



## 和歌山市告示第6号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月9日

和歌山市長 尾花正啓

| 氏名     | 診療科目              | 診断する障害の種類                                    | 医療機関の名称             | 医療機関の所在地                | 指定年月日        |
|--------|-------------------|--|---------------------|-------------------------|--------------|
| 淀澤 美樹子 | 内科、<br>リハビリテーション科 | 音声・言語機能障害                                    | 中江病院                | 和歌山市船所<br>30-1          | 令和8年<br>1月1日 |
| 岩橋 孝弥  | リハビリテーション科        | 音声・言語機能障害、<br>そしゃく機能障害、<br>肢体不自由             | 和歌山県立医科大学<br>附属病院   | 和歌山市紀三井<br>寺811-1       | 令和8年<br>1月1日 |
| 岡本 明幸  | リハビリテーション科        | 音声・言語機能障害、<br>そしゃく機能障害、<br>肢体不自由             | 和歌山県立医科大学<br>附属病院   | 和歌山市紀三井<br>寺811-1       | 令和8年<br>1月1日 |
| 山野 由紀子 | 腎臓内科              | じん臓機能障害                                      | 和歌山県立医科大学<br>附属病院   | 和歌山市紀三井<br>寺811-1       | 令和8年<br>1月1日 |
| 扇田 秀章  | 耳鼻咽喉科             | 聴覚機能障害、<br>平衡機能障害、<br>音声・言語機能障害、<br>そしゃく機能障害 | 日本赤十字社和歌山<br>医療センター | 和歌山市小松原<br>通四丁目20番<br>地 | 令和8年<br>1月1日 |

(令和8年1月9日揭示済)

## 和歌山市告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月14日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号   | 路線名     | 起点<br>終点             | 備考 |
|--------|---------|----------------------|----|
| 11-263 | 宮263号線  | 和歌山市津秦<br>和歌山市津秦     |    |
| 16-202 | 宮前202号線 | 和歌山市杭ノ瀬<br>和歌山市杭ノ瀬   |    |
| 16-203 | 宮前203号線 | 和歌山市杭ノ瀬<br>和歌山市杭ノ瀬   |    |
| 19-124 | 三田124号線 | 和歌山市坂田<br>和歌山市坂田     |    |
| 19-125 | 三田125号線 | 和歌山市坂田<br>和歌山市坂田     |    |
| 19-126 | 三田126号線 | 和歌山市坂田<br>和歌山市坂田     |    |
| 19-127 | 三田127号線 | 和歌山市坂田<br>和歌山市坂田     |    |
| 21-224 | 木本224号線 | 和歌山市榎原<br>和歌山市榎原     |    |
| 21-225 | 木本225号線 | 和歌山市榎原<br>和歌山市榎原     |    |
| 21-226 | 木本226号線 | 和歌山市榎原<br>和歌山市榎原     |    |
| 21-227 | 木本227号線 | 和歌山市榎原<br>和歌山市榎原     |    |
| 21-228 | 木本228号線 | 和歌山市木ノ本<br>和歌山市木ノ本   |    |
| 22-422 | 貴志422号線 | 和歌山市梅原<br>和歌山市梅原     |    |
| 22-423 | 貴志423号線 | 和歌山市梅原<br>和歌山市梅原     |    |
| 25-179 | 岡崎179号線 | 和歌山市井辺<br>和歌山市津秦     |    |
| 25-180 | 岡崎180号線 | 和歌山市森小手穂<br>和歌山市森小手穂 |    |
| 25-181 | 岡崎181号線 | 和歌山市森小手穂<br>和歌山市森小手穂 |    |
| 25-182 | 岡崎182号線 | 和歌山市森小手穂<br>和歌山市森小手穂 |    |
| 25-183 | 岡崎183号線 | 和歌山市神前<br>和歌山市神前     |    |

|        |         |                  |  |
|--------|---------|------------------|--|
| 26-335 | 西脇335号線 | 和歌山市西庄<br>和歌山市西庄 |  |
| 34-232 | 小倉232号線 | 和歌山市新庄<br>和歌山市新庄 |  |
| 34-233 | 小倉233号線 | 和歌山市新庄<br>和歌山市新庄 |  |
| 34-234 | 小倉234号線 | 和歌山市新庄<br>和歌山市新庄 |  |
| 34-235 | 小倉235号線 | 和歌山市新庄<br>和歌山市新庄 |  |
| 34-236 | 小倉236号線 | 和歌山市新庄<br>和歌山市新庄 |  |
| 36-86  | 山口86号線  | 和歌山市平岡<br>和歌山市平岡 |  |
| 36-87  | 山口87号線  | 和歌山市平岡<br>和歌山市平岡 |  |
| 36-88  | 山口88号線  | 和歌山市平岡<br>和歌山市平岡 |  |
| 36-89  | 山口89号線  | 和歌山市平岡<br>和歌山市平岡 |  |

(令和8年1月14日揭示済)

## 和歌山市告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和8年1月14日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月14日

和歌山市長 尾花正啓

| 整理番号   | 路線名     | 起点<br>終点                              | 延長<br>(m) | 幅員<br>(m)         |
|--------|---------|---------------------------------------|-----------|-------------------|
| 11-263 | 宮263号線  | 和歌山市津秦239番5地先<br>～<br>和歌山市津秦238番地先    | 14.5      | 6.00              |
| 16-203 | 宮前203号線 | 和歌山市杭ノ瀬88番14地先<br>～<br>和歌山市杭ノ瀬88番24地先 | 130.8     | 6.00              |
| 19-124 | 三田124号線 | 和歌山市坂田167番5地先<br>～<br>和歌山市坂田160番8地先   | 149.2     | 6.00              |
| 19-125 | 三田125号線 | 和歌山市坂田160番4地先<br>～<br>和歌山市坂田160番5地先   | 27.2      | 5.00              |
| 19-126 | 三田126号線 | 和歌山市坂田160番6地先<br>～<br>和歌山市坂田160番8地先   | 108.0     | 6.00<br>～<br>6.20 |
| 19-127 | 三田127号線 | 和歌山市坂田160番7地先<br>～<br>和歌山市坂田159番地先    | 18.9      | 6.00              |
| 21-224 | 木本224号線 | 和歌山市榎原232番11地先<br>～<br>和歌山市榎原232番10地先 | 53.0      | 6.00              |
| 21-225 | 木本225号線 | 和歌山市榎原232番11地先<br>～<br>和歌山市榎原232番12地先 | 40.4      | 6.00              |
| 21-226 | 木本226号線 | 和歌山市榎原232番9地先<br>～<br>和歌山市榎原232番10地先  | 124.7     | 6.00              |
| 21-227 | 木本227号線 | 和歌山市榎原232番7地先<br>～<br>和歌山市榎原232番2地先   | 13.7      | 6.00              |
| 21-228 | 木本228号線 | 和歌山市木ノ本248番2地先<br>～<br>和歌山市木ノ本247番6地先 | 110.2     | 6.00              |
| 22-422 | 貴志422号線 | 和歌山市梅原110番4地先<br>～<br>和歌山市梅原110番6地先   | 96.0      | 6.00              |
| 22-423 | 貴志423号線 | 和歌山市梅原110番8地先<br>～<br>和歌山市梅原110番9地先   | 46.8      | 6.00              |

|        |         |   |       |                   |
|--------|---------|---|-------|-------------------|
| 25-179 | 岡崎179号線 | 和歌山市井辺84番24地先<br>～<br>和歌山市津秦239番5地先       | 155.1 | 6.00<br>～<br>6.48 |
| 25-180 | 岡崎180号線 | 和歌山市森小手穂1236番地先<br>～<br>和歌山市森小手穂1237番1地先  | 110.7 | 6.00              |
| 25-181 | 岡崎181号線 | 和歌山市森小手穂1237番2地先<br>～<br>和歌山市森小手穂1237番3地先 | 28.1  | 5.00              |
| 25-182 | 岡崎182号線 | 和歌山市森小手穂1237番2地先<br>～<br>和歌山市森小手穂1237番1地先 | 29.4  | 5.00              |
| 25-183 | 岡崎183号線 | 和歌山市神前133番3地先<br>～<br>和歌山市神前426番8地先       | 96.3  | 6.00              |
| 26-335 | 西脇335号線 | 和歌山市西庄529番11地先<br>～<br>和歌山市西庄529番13地先     | 39.3  | 6.00              |
| 34-232 | 小倉232号線 | 和歌山市新庄475番12地先<br>～<br>和歌山市新庄475番20地先     | 80.8  | 6.00              |
| 34-233 | 小倉233号線 | 和歌山市新庄475番17地先<br>～<br>和歌山市新庄482番6地先      | 40.4  | 6.00<br>～<br>9.09 |
| 34-234 | 小倉234号線 | 和歌山市新庄478番8地先<br>～<br>和歌山市新庄478番5地先       | 11.2  | 6.00              |
| 34-235 | 小倉235号線 | 和歌山市新庄475番22地先<br>～<br>和歌山市新庄475番24地先     | 133.4 | 6.00              |
| 34-236 | 小倉236号線 | 和歌山市新庄478番3地先<br>～<br>和歌山市新庄467番17地先      | 30.4  | 2.00<br>～<br>2.50 |
| 36-86  | 山口86号線  | 和歌山市平岡231番6地先<br>～<br>和歌山市平岡233番17地先      | 183.5 | 6.00              |
| 36-87  | 山口87号線  | 和歌山市平岡233番2地先<br>～<br>和歌山市平岡233番3地先       | 22.9  | 6.00              |
| 36-88  | 山口88号線  | 和歌山市平岡233番19地先<br>～<br>和歌山市平岡233番18地先     | 23.7  | 6.00              |
| 36-89  | 山口89号線  | 和歌山市平岡233番7地先<br>～<br>和歌山市平岡233番8地先       | 24.4  | 6.00              |

(令和8年1月14日揭示済)

## 和歌山市告示第 1 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 1 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 整理番号        | 旧<br>新<br>別 | 路線名         | 起点<br>終点             | 備考    |
|-------------|-------------|-------------|----------------------|-------|
| 2 2 - 1 3 6 | 旧           | 貴志 1 3 6 号線 | 和歌山市梅原<br>和歌山市梅原     |       |
|             | 新           | 貴志 1 3 6 号線 | 和歌山市梅原<br>和歌山市梅原     | 起点の変更 |
| 2 6 - 3 2 5 | 旧           | 西脇 3 2 5 号線 | 和歌山市西庄<br>和歌山市西庄     |       |
|             | 新           | 西脇 3 2 5 号線 | 和歌山市西庄<br>和歌山市西庄     | 終点の変更 |
| 3 6 - 6 7   | 旧           | 山口 6 7 号線   | 和歌山市中筋日延<br>和歌山市中筋日延 |       |
|             | 新           | 山口 6 7 号線   | 和歌山市中筋日延<br>和歌山市平岡   | 終点の変更 |

(令和 8 年 1 月 1 4 日揭示済)

## 和歌山市告示第 1 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 8 年 1 月 1 4 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 1 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 整理番号   | 旧新別 | 路線名     | 起点<br>終点                            | 延長<br>(m) | 幅員<br>(m)          |
|--------|-----|---------|-------------------------------------|-----------|--------------------|
| 22-136 | 旧   | 貴志136号線 | 和歌山市梅原104番40地先<br>和歌山市梅原104番28地先    | 64.9      | 6.00<br>～<br>7.10  |
|        | 新   | 貴志136号線 | 和歌山市梅原110番8地先<br>和歌山市梅原104番28地先     | 133.1     | 6.00<br>～<br>7.10  |
| 26-325 | 旧   | 西脇325号線 | 和歌山市西庄507番6地先<br>和歌山市西庄508番2地先      | 111.3     | 6.00               |
|        | 新   | 西脇325号線 | 和歌山市西庄507番6地先<br>和歌山市西庄529番14地先     | 252.9     | 6.00<br>～<br>6.05  |
| 36-67  | 旧   | 山口67号線  | 和歌山市中筋日延130番3地先<br>和歌山市中筋日延131番10地先 | 119.7     | 5.80<br>～<br>6.00  |
|        | 新   | 山口67号線  | 和歌山市中筋日延130番3地先<br>和歌山市平岡225番4地先    | 161.5     | 5.80<br>～<br>10.90 |

(令和 8 年 1 月 1 4 日 掲 示 済)

## 和歌山市告示第 1 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項、第 7 8 条の 5 第 2 項、第 1 1 5 条の 5 第 2 項及び第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 7 8 条、第 7 8 条の 1 1、第 1 1 5 条の 1 0 及び第 1 1 5 条の 2 0 の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 介護保険<br>事業者番号          | 事業者の名称<br>又は氏名        | 事業所の名称及び所在地   | サービスの種類                                      | 廃止年月日                 |
|------------------------|-----------------------|---|--|-----------------------|
| 3 0 6 0 1<br>9 1 5 4 5 | 一般社団法人日本福祉<br>事業管理者協会 | アウル訪問看護ステー<br>ション和歌山<br>和歌山市伝法橋南ノ丁<br>1 1 - 1 エステムコ<br>ート and 和歌山 C i t y ス<br>テーションフロント 6<br>0 4 号 | 訪問看護<br>介護予防訪問看<br>護                         | 令和 7 年 1 2 月 3 1<br>日 |
| 3 0 7 0 1<br>0 3 3 9 9 | 株式会社はるす               | グループホームはるす<br>のお家・和歌山<br>和歌山市福島 4 8 6 番<br>地 1  | 認知症対応型共<br>同生活介護<br>介護予防認知症<br>対応型共同生活<br>介護 | 令和 7 年 1 2 月 3 1<br>日 |
| 3 0 7 0 1<br>0 6 6 9 9 | 株式会社かながわ              | ヘルパーステーション<br>みつばち<br>和歌山市西庄 8 4 6  | 訪問介護   | 令和 7 年 1 2 月 3 1<br>日 |
| 3 0 7 0 1<br>0 8 9 1 9 | 株式会社ルミエール             | ルミエール・デイサー<br>ビスセンター<br>和歌山市粟 1 2 8 - 6   | 通所介護   | 令和 7 年 1 2 月 3 1<br>日 |

(令和 8 年 1 月 1 5 日 掲 示 済)



和歌山市告示第13号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険事業者番号      | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                 | サービスの種類     | 廃止年月日      |
|----------------|------------|-----------------------------|-------------|------------|
| 30701<br>06699 | 株式会社かながわ   | ヘルパーステーションみつばち<br>和歌山市西庄846 | 予防給付型訪問サービス | 令和7年12月31日 |
| 30701<br>08919 | 株式会社ルミエール  | ルミエール・デイサービスセンター            | 予防給付型通所サービス | 令和7年12月31日 |

(令和8年1月15日掲示済)

和歌山市告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文及び第54条の2第1項本文による指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により次のとおり告示する。

令和8年1月15日

和歌山市長 尾花正啓

| 介護保険<br>事業者番号  | 事業者又は開設者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類                                      | 指定年月日    |
|----------------|---------------------|-------------------------------|--|----------|
| 30901<br>01951 | 株式会社レインボーブリ<br>ッジ   | グループホームにじのおうち<br>和歌山市福島486番地1 | 認知症対応型共<br>同生活介護<br>介護予防認知症<br>対応型共同生活<br>介護 | 令和8年1月1日 |

(令和8年1月15日揭示済)

和歌山市告示第 1 5 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 1 月 1 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 年度      | 期別    | 種別    | 備考                              |
|---------|-------|-------|---------------------------------|
| 令和 7 年度 | 第 6 期 | 介護保険料 | 督促状の指定納付期限を令和 8 年 2 月 2 日に変更する。 |

(別紙省略)

(令和 8 年 1 月 1 5 日 掲 示 済)

公 告

和歌山農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第11条第1項の規定により、当該変更に係る農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を令和8年1月9日から令和8年2月9日まで和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

なお、上記の縦覧期間中に和歌山市民は、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定に基づき和歌山農業振興地域整備計画案に対して、和歌山市に意見を提出することができる。

また、和歌山農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関して権利を有する者は、法第13条第4項において準用する法第11条第3項の規定に基づき農用地利用計画案に対して異議があるときは、上記の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山市にこれを申し出ることができる。

令和8年1月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 意見書の提出先等

- (1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

- (2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和8年2月9日（郵送にあっては、同日の消印のあるものまでとする。）

- (3) 提出に当たっての注意事項

ア 意見書は、農業振興地域整備計画案に対する意見以外は提出することはできない。

イ 意見書には、個人の場合にあっては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名及び事業所の所在地を記載すること。

ウ 提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。

エ 提出のあった意見には個別の回答はせず、和歌山農業振興地域整備計画の変更の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。

- (4) 意見書の処理方法

提出された意見については、必要に応じ和歌山農業振興地域整備計画案の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、和歌山農業振興地域整備計画の変更公告時にその処理結果を公表する。

2 異議申出の際の提出先等

- (1) 提出先 郵便番号640-8511

和歌山市七番丁23番地

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課

- (2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法 郵送又は持参による提出とし、電話による意見は、受け付けない。

イ 提出期限 令和8年2月24日（郵送にあっては、同日の消印のあるものまでとする。）

- (3) 提出に当たっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載すること。

ア 異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

イ 異議申出に係る農用地利用計画の変更案

ウ 異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る当該農用地区域内の土地について有する所有権その他権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権その他権利の種類

及びその者の氏名又は名称及び住所

- エ 異議の申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った日
- オ 異議申出の趣旨及び理由
- カ 教示の有無及びその内容
- キ 異議申出の年月日

（令和8年1月9日揭示済）

公 告

令和7年8月21日付け和歌山市内原の一部地域内の土地について、国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧の公告を取り消すので、公告する。

令和8年1月13日

和歌山市長 尾 花 正 啓  
(令和8年1月13日揭示済)

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和8年1月8日

和歌山市農業委員会  
会長 谷 河 績

1 開催日時

令和8年1月14日 15時00分

2 開催場所

和歌山市勤労者総合センター 6階 文化ホール

3 審議案件

- (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 事業計画変更申請に対する意見について
- (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
- (6) 賃借料情報の提供について
- (7) 和歌山市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について
- (8) 和歌山市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について
- (9) 和歌山市農業委員会会議傍聴規則の一部を改正する規則について

(令和8年1月8日揭示済)

和歌山市企業局告示第1号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成13年条例第26号）第9条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第18条第6号の規定により告示する。

令和8年1月14日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

|           |            |
|-----------|------------|
| 指 定 番 号   | 第363号      |
| 変 更 年 月 日 | 令和7年12月11日 |

|             | 変 更 前         | 変 更 後       |
|-------------|---------------|-------------|
| 指 定 工 事 店 名 | 有限会社前畑建材店     |             |
| 営 業 所 所 在 地 | 和歌山市紀三井寺811番地 |             |
| 代 表 者 氏 名   | 代表取締役 前畑 裕    | 代表取締役 前畑 裕一 |

(令和8年1月14日揭示済)



和歌山市企業局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和8年1月14日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

| 事業者   | 事業所の名称      | 事業所の所在地           | 指定年月日          | 登録番号      |
|---|-------------|-------------------|----------------|-----------|
| 和歌山市府中324番地19<br>大希設備株式会社<br>代表取締役 田邊 直人    | 大希設備株式会社    | 和歌山市府中32<br>4番地19 | 令和7年12月1<br>2日 | 第665<br>号 |
| 大阪府泉南市新家863番地<br>株式会社中澤水道工業所<br>代表取締役 中澤 康行 | 株式会社中澤水道工業所 | 大阪府泉南市新家<br>863番地 | 令和7年12月1<br>6日 | 第666<br>号 |

(令和8年1月14日揭示済)

和歌山市企業局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和8年1月14日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

| 事業者  | 事業所の名称        | 事業所の所在地         | 指定年月日      | 登録番号  |
|--|---------------|-----------------|------------|-------|
| 和歌山市府中517番地1<br>ヤスキ水道工業株式会社<br>代表取締役 中口 泰樹         | ヤスキ水道工業株式会社   | 和歌山市府中517番地1    | 平成11年6月30日 | 第264号 |
| 大阪府和泉市いぶき野五丁目8番22号<br>株式会社エネルギーセンター<br>代表取締役 米田 豊一 | 株式会社エネルギーセンター | 和歌山市舟津町二丁目11番地1 | 令和3年7月12日  | 第619号 |

(令和8年1月14日揭示済)

和歌山市企業局告示第4号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第3号の規定により告示する。

令和8年1月14日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

| 事業者                                | 事業所の名称 | 事業所の所在地       | 廃止届出年月日    | 登録番号  |
|------------------------------------|--------|---------------|------------|-------|
| 和歌山市府中324番地19<br>大希設備<br>代表者 田邊 直人 | 大希設備   | 和歌山市府中324番地19 | 令和7年12月12日 | 第603号 |

(令和8年1月14日揭示済)

和歌山市企業局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の休止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第3号の規定により告示する。

令和8年1月14日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

| 事業者                                      | 事業所の名称   | 事業所の所在地       | 休止届出年月日    | 登録番号  |
|--|----------|---------------|------------|-------|
| 和歌山市加納460番地の6<br>角谷産業株式会社<br>代表取締役 角谷 利佳 | 角谷産業株式会社 | 和歌山市加納460番地の6 | 令和7年12月24日 | 第375号 |

(令和8年1月14日揭示済)